

令和3年度 小型農業機械等導入支援事業（町単独事業）

- 1 補助対象： 税抜き価格10万円以上200万円以下の農業機械
中古機械の場合は、残存耐用年数が3年以上の機械
- 2 補助率 **【小型農業機械】**
1／3以内（令和元年度以前に本事業を活用したことがない者）
1／4以内（令和元年度以前に本事業を活用したことがある者）
【スマート農業用機械】 ※令和3年度から追加しました。
1／3以内（令和2年度に小型農業用機械を導入された方も
申請可能です。）
- 3 補助対象者： 木城町に住所を有する耕作者で下記のいずれかに該当する者
①人・農地プランに位置づけられた中心経営体
②認定農業者並びに認定新規就農者
③年間販売額が50万円以上の農家
④上記に該当する75歳以上の者については後継者がいること
- 4 補助対象外： 軽トラック等の車両、牽引用の台車類、トラクター
コンバイン、その他汎用性が高いと認められるもの
- 5 応募期間： 5月31日（月）まで【期限厳守】
ただし、予算に余りがある場合には、追加募集を行います。
- 6 補助審査会： 補助金審査会において内容を検討し事業決定を行います。
審査会は原則年1回のみで6月に実施します。ただし、予算に
余りがある場合には、追加審査会を行います。

【必要書類等】

- <申請> ○導入する機械の見積書・カタログ
○印鑑（認め可）
○通帳の写し
- <検査> **機械の納品が終わりましたら町の検査を実施します。**
- <実績> ○導入した機械の納品書、領収書（クレジット契約書）等
○印鑑（認め可）

注) 本事業は、令和2年度から4年度まで事業で、申請は小型農業機械、スマート農業用機械各1回限りとなります。

※希望者は事前に産業振興課農政係（電話 32—4739）までご連絡ください。